

# 中国の経済開発

——都市労働者の2階級制のもとでの\*

宋 仁 守

## 要約

中国の都市部では都市工（都市正規労働者）と、農村からの出稼ぎ労働者である農民工という2階級の労働者が存在する。まず、共産党と都市工が一体化することによる共産党1党独裁体制が、制度的要因に起因する都市工と農民工との賃金をはじめとする様々の格差の維持、存続を可能にしている点を明らかにしている。

都市部に2階級の労働者が存在するモデル分析からは、都市工と農民工の賃金格差が、中国の持続的な高度経済成長を説明する重要な要因の一つであること、共産党1党独裁が続く限り、都市工と農民工の賃金格差を維持することは、「成熟経済」へ到達する期間を短縮するためには必須であるという含意が導かれる。

しかしながら、中国経済が転換点を通過し、「成熟経済」へ到達する過程で共産党1党独裁に危機が訪れる可能性が高くなる。経済学的転換点と同時に政治的転換点が訪れるのではないだろうか。

キーワード：都市工（都市正規労働者） 農民工 転換点 成熟経済 共産党1党独裁

はじめに

- I 2階級の都市労働者
  - II モデル
  - III モデルの含意
- 結論と今後の課題

はじめに

中国の都市部の企業では、都市戸籍（非農業戸籍）をもつ正規労働者と、農村戸籍（農業戸籍）をもつ農民工とよばれる農村からの出稼ぎ労働者の2階級の労働者が就業している。以下では、都市の正規労働者を、農民工に対し都市工とよぶことにする。農民工は「世界の工場」といわれるまでに発展した中国経済を底辺で支え、中国の高度経済成長を可能にしてきた存在ではあるが<sup>1)</sup>、戸籍制度という制度的要因により賃金をはじめとする

\* 本稿は、「制度論研究会」（大阪経済大学2014年3月）での報告に基づいている。本稿の作成、モデルに関し懇切に指導していただいた瀬岡吉彦名誉教授（大阪市立大学）、森誠教授（大阪市立大学）に謝意を表す。連絡先：song-ins1949@outlook.jp

1) 巖（2009）47頁，71頁

労働条件、都市での生活条件において階級的差別とみなされる待遇を強いられている。

先行研究は、戸籍制度に基づく農民工の差別待遇の問題点を指摘し、前近代的で、農民を「二等国民」<sup>2)</sup>とみなす戸籍制度の抜本的な改革を議論しているが<sup>3)</sup>、本稿では視点を変え、なぜ中国共産党<sup>4)</sup>が農民工（農民）に比して都市工を優遇するのか、都市工の優遇が中国のこれまでの経済開発、今後の経済開発にどのような意味をもつのかという点に焦点をあてて考察することにする。

I節では、統計データから、都市工が農民工に比して優遇されている点を賃金と社会保険加入率から概観し、さらに、先行研究に依拠して国有企業改革の実態を明らかにすることにより、なぜ中国共産党が都市工を優遇するのかを考察する。II節では、都市部に都市工と農民工という2階級の労働者が就業しているモデルを構築し、「成熟経済」<sup>5)</sup>へ到達する条件を考察する。さらに、ルイス・モデルとの比較を行うとともに、中国での都市工と農民工の賃金率の決定を考察する。ただし、中国経済がルイス・モデルの「転換点」を通過したのかどうか、即ち農村部の余剰労働力（農民工）が枯渇したのかどうかについては議論が分かれているが、本稿では、なお農村部に余剰労働力が存在しているという前提のもとで議論する<sup>6)</sup>。III節ではモデル分析からの含意を述べる。最後に本稿の結論を要約し、残された課題を提示する。

## I 2階級の都市労働者

### [1] 都市工（都市正規労働者）と農民工

1970年代末からの改革・開放政策以前の計画経済期の都市工といえ、国有企業と都市

2) 巖（2009）65頁。

3) 農民工問題を議論している先行研究のほとんどがこの考え方であるが、本稿では巖（2009）、山本（1994）、杜（2011）、楊（2007）を参照した。

4) 2012年11月に開催された第18回共産党大会では、党序列第1位の習近平氏が総書記（1名）、党序列第2位の李克強氏と、党序列第3位の張徳江氏が事実上の意思決定機関である中央政治局常務委員会委員（7名）に選任された。2013年3月に開催された第12期全人代第1会議では、習近平氏が国家機構のトップである国家主席に、李克強氏が行政府の長である國務院総理に、張徳江氏が国会の長である全人代常務委員長に選任され、党の役職と国家機構の役職を兼任している。しかも、共産党の国家指導・経済活動に対する指導的役割は憲法においても明示されている（柴田、長谷川（2012）20-27頁）。

このように中国では共産党の指導のもとに政府が政策を決定・執行するシステムとなっているので、本稿では「中国共産党」と「中国政府」を使い分けずに、「中国共産党」で統一して使用する。

5) 本稿での「成熟経済」は、都市・農村部で完全雇用が達成された経済を想定している。

渡辺（1986）では、「成熟経済」という用語を使用していないが、ルイス・モデルの転換点を通過し、完全雇用が達成された経済を次のように述べている。都市の近代（工業）部門では、転換点以前の低賃金に依拠した拡大再生産から、労働節約的な技術進歩による生産性の上昇をはかる高賃金・高生産性局面（生産構造の「進化」）へ移行し、伝統（農業）部門では、労働と農業投入財の要素相対価格が変化し、要素代替を含む技術進歩により農業生産性が上昇していく。63-67頁、82頁。

集団企業の労働者をさす。しかしながら、改革・開放政策以降には都市に様々な所有形態の民間企業が設立され、それらの企業の正規労働者も本稿でいう都市工に含まれることになるが、農民工との比較としては基本的に都市工としての国有企業労働者を対象とする。

中国共産党は、1958年に全国人民代表大会常務委員会で採択された「中華人民共和国戸籍登記条例」により、住民を都市戸籍の都市住民と、農村戸籍の農村住民（農民）に区分した<sup>7)</sup>。この戸籍制度と食糧等消費財の配給制度をセットにすることより、農村から都市への農民の移動が厳しく制限されることになる。食糧等消費財の配給切符は、都市戸籍をもつ都市住民のみに支給され農民には支給されなかったため、農村戸籍をもつ農民が都市部に流入し、定住することは基本的に不可能であった<sup>8)</sup>。他方で、都市戸籍をもつ都市住民（都市工）には、家族養育手当、家族医療費の半額負担、生活保護、住宅の低家賃供給、水道光熱費補助、就業および就学上の便宜という「都市生活の六大特権」が付与されている<sup>9)</sup>。

改革・開放政策への移行後に、農民が農村戸籍のまま農村からの出稼ぎ労働者として都市部に流入し、一定期間就業することが認められるようになった<sup>10)</sup>。後に彼らは農民工と

6) 大塚（2006）は、都市部における製造業就業者の実質賃金が、1997年以降急速に上昇している点から農村の余剰労働力は枯渇し、転換点をすでに通過したと論じた。

田島（2008）は、年齢階層別人口と農業就業者比率のデータから、2013年以降には都市部で労働力不足が生じ、転換点を迎えるであろうと論じた。

劉（2010）は、農業部門の生産関数を計測し、限界生産力（労働の生産弾力性×平均生産性）が2002年から最低生存費賃金（第1次産業実質GDP÷全国就業者数）を上回り、中国経済がすでに転換点を通過したと論じた。

これらの議論に対し、南・馬（2009）は、方法は劉（2010）と同じであるが、最低生存費賃金として農家1人当たり純収入と、1人当たり生活消費支出をとり、労働の限界生産力が最低生存費賃金より小さいことからまだ転換点を通過していないと論じた。さらに、労働の限界生産力と最低生存費賃金が等しくなる均衡労働力を計測し、農村労働力からの差から、2001-2005年段階で1億6000万人から2億9000万人の余剰労働力が農村に存在することを示した。

丸川（2010）は、代表的な農民工の流出地である四川省の農家調査データを用い、南・馬（2009）と同じ方法で分析し、ほぼ同じ結論に達している。そして、2004年と2009年に生じた農民工不足は、農家の「請負権」という不安定な土地の所有権（土地を市場価格で販売も賃貸することもできないだけでなく、離村すれば生活の最低保障である請負権も消失する）や、戸籍制度という制度的障害によるものであり、ルイス・モデルの転換点を意味するものではなく、「擬似的な転換点」にすぎないと主張している。本稿も基本的にこの主張に立脚している。

巖（2009）も、統計データから農民工不足は人口の年齢構造、大学進学率、「三農政策」による農家所得の上昇、農民工の都市での差別待遇、中西部の経済発展、第三次産業の成長等の労働の需要・供給サイドの変化によるものであり、農村部になお余剰労働力が存在すると論じた。

7) 巖（2009）3頁。山本（1994）98頁。

8) 山本（1994）98-99頁。

9) 山本（1994）97頁。

10) 1980年代の農民工は主として地元の郷鎮企業（農村集団所有企業）に就業しており、1989年の郷鎮企業就業者数は、9000万人に達している。丸川（2002）45、49ページ、楊（2007）37-39頁、巖（2009）60-61頁。

よばれ、1990年代に入ると、都市に流入する農民工は急速に増加していく<sup>11)</sup>。農民工は民営企業や外資企業だけではなく、国有企業や都市集団企業でも就業している<sup>12)</sup>。しかしながら、農民工は戸籍が農村戸籍であるという理由から、また農村戸籍を個人の意思で都市戸籍に変更できないという点からも階級的とみなされる差別待遇を強いられることになる。この農民工の差別待遇が、「農民工問題」として提起されている。次に、差別待遇の内、以下のモデル分析で重要と考えられる農民工と都市工の賃金格差と、農民工が社会保障制度から排除されている点を『中国統計年鑑』と『2012年全国農民工監測調査報告』から見ることにする<sup>13)</sup>。

表1-1は、2008年から2012年までの農民工数<sup>14)</sup>、都市における就業者数に占める農民工の比率<sup>15)</sup>、農民工の平均月収、農民工と都市工（国有企業労働者）の平均月収の格差を示している。2000年代に入り1億人を越えた農民工は、2008年に1億4000万人に、2012年には1億6000万人にまで増加している。農民工の都市における就業者の比率は若干低下し

11) 大量の農民工が出現したプッシュ・プル要因を要約すると以下のとおりである。

改革・開放政策は農業・農村改革からスタートした。農産物買付価格の大幅な引き上げとともに、農家経営請負制度が導入された。集団で所有していた土地を農民に分割し、農家に一定期間土地の「請負権」を付与し、農家単位で経営を請け負うことになった。農家は、国営商業機関への供出ノルマを超える農産物を自由市場で販売し、農家の所得とすることができる。この過程で人民公社も解体された（1982年）。農家経営請負制度は農民の勤労意欲を刺激し、人民公社期と比して生産量の増大、生産性の上昇をもたらした。しかしながら、人口増による1人当たり耕地面積の減少も伴い、農村における余剰労働力を顕在化することにもなった（プッシュ要因）。

1990年代に入ると、東部沿海地域において外資の進出が激増し、外資をも含む労働集約型輸出産業の発展と都市での建設ラッシュは、都市部の単純労働力に対する需要を急増させた。この単純労働力の需要増に対応するため、中国共産党は、農村から都市への移動を制限してきた戸籍制度を緩和せざるを得なくなり、就業証明書をもつ農民（農民工）に一定期間都市に居住できる証明書を発行し、農民の都市での居住、就業を認めることになった。また、戸籍制度と連動して農村から都市への移動を制限してきた食糧配給制度も、1985年に農産物の強制拠出制度が廃止され、契約制に移行するとともに、農産物流通市場が自由化されることになり、1993年には廃止されることになった（プル要因）。

- 12) 1997年の数字で見れば、都市部に流入した農民工総数は3000万人で、その内国有企業に579万人、都市集団企業に297万人、外資系企業に151万人、民営企業・個人企業に782万人が就業している。業種別では、工業に853万人、建設業に677万人、商業・飲食・サービス業に676万人が就業している。山本（2000）43頁。
- 13) この他にも農民工問題としては、賃金遅延・不払、法定時間外残業、就業差別、労働組合に加入できない、農民工の子女が都市の公立学校で就学できないという問題がある。巖（2009）105-134頁。
- 14) 『2012年全国農民工監測調査報告』では、農民工を大きく外出農民工と本地農民工に分類している。本地農民工は、地元を離れず地元で就業する農民工と考えられる。外出農民工はさらに、住戸中外出農民工と挙家外出農民工に区分されている。住戸中外出農民工は、地元を家族を残し都市部に出稼ぎに行く農民工、挙家外出農民工は、家族で地元を離れ都市部に出稼ぎに行く農民工と考えられる。表1-1における出稼ぎ農民工は外出農民工を示している。
- 15) 『中国統計年鑑』では、都市就業者数に農民工は含まれていない。したがって、ここでの農民工の都市就業者に対する比率は、都市就業者数と農民工数の合計で農民工数を除いた数値である。

表 1-1 出稼ぎ農民工数と平均月収

	出稼ぎ農民工数(A) (万人)	都市就業者数(B) (万人)	(A)/(A)+(B) (%)	農民工平均月収(C) (元)	都市工平均月収(D) (元)	(C)/(D) (%)
2008年	14041	20705	40.4	1340	2524	53.1
2009年	14533	22112	39.7	1417	2844	49.8
2010年	15335	23303	39.7	1690	3197	52.9
2011年	15863	26233	37.7	2049	3624	56.5
2012年	16336	28061	36.8	2290	4030	56.8

出所. 出稼ぎ農民工数, 農民工平均月収は, 中華人民共和国国家統計局『2012年全国農民工監測調査報告』, 都市就業者数, 都市工(国有企業労働者)平均月収は, 『中国統計年鑑』より作成。

表 1-2 農民工の社会保険加入率(%)

	年金保険	労災保険	医療保険	失業保険	生育保険
2008年	9.8	24.1	13.1	3.7	2.0
2009年	7.6	21.8	12.2	3.9	2.4
2010年	9.5	24.1	14.3	4.9	2.9
2011年	13.9	23.6	16.7	8.0	5.6
2012年	14.3	24.0	16.9	8.4	6.1

出所. 国家統計局編『2012年全国農民工監測調査報告』

ているものの、2012年において都市就業者の40%弱が農民工であることを示している。農民工と都市工の平均月収の格差は、若干縮小しているが、農民工の平均月収は都市工の50%ないしは60%弱で推移している。ただし、都市工と農民工とでは月間就業日数、1日当たり平均就業時間に差があり、これらを考慮した賃金率でみるならば、格差はさらに大となる<sup>16)</sup>。農民工は相対的に低賃金で就業している。

表 1-2 は、農民工の社会保険加入率を示している。2012年時点で各社会保険加入率は、年金保険が2008年の9.8%から14.3%に上昇し、労災保険がほぼ一定で24%、医療保険が13.1%から16.9%に上昇し、失業保険が3.7%から8.4%に、生育保険が2%から6.1%に若干の上昇を示している。本来、農民工は出稼ぎ労働者であるので、失業保険と生育保険の低い加入率は理解できるとして、建設・冶金・清掃業等の3K職に従事することの多い農民工にとって労災保険と医療保険は不可欠な保険だと思われるが、労災保険が4人に1人、医療保険が6人に1人といういずれも低い水準の加入率にとどまっている<sup>17)</sup>。

16) 嚴 (2009) の2003年の上海市でのアンケート調査によれば、都市工と農民工の月間就業日数はそれぞれ22日、28日で、1日当たり平均就業時間は8.6、10.7時間である。

17) 農民工の社会保険への低い加入率の要因としては、年金受給資格である15年間の継続積立期間を達成することが困難であること、低賃金のため社会保険料を負担する余裕がないこと、企業もコスト削減のため社会保険加入に消極的なこと、保険料に対する給付水準が都市工(都市住民)に比して

中国では、都市部全体の就業者の40%弱を占める1億6000万人の出稼ぎ労働者である農民工は、戸籍が農民戸籍であるがゆえに、賃金をはじめとする様々な格差のもとで就業している。換言すれば、中国は都市工を優遇する体制であるとみなされる。

次に、改革・開放政策の最重要課題の一つである国有企業改革の実態を明らかにすることにより、中国共産党は国有企業を国民経済においてどのように位置づけているのか、また共産党が農民工に比して都市工（その中核である国有企業労働者）を優遇する理由を考察することにする。

## [2] 国有企業改革と「国退民进」

1998年に首相に就任した朱鎔基は、経営不振の中小国有企業の株式化による民営企業への転換、国有企業の超過債務・余剰人員の整理を通じて国有企業改革を推進した。国有企業の民営企業への転換は、経済の市場化が進み、経済において高いシェアを占めていた国有企業が後退し、民営企業のシェアが拡大していく（「国退民进」）ものと期待された。ところが、近年では「国退民进」ではなく、国有企業のプレゼンスは低下せず、国有企業が民営企業の経営を圧迫している（「国進民退」）のではないかと指摘されるようになって<sup>18)</sup>。

表1-3は、国有企業改革が開始されて以降の所有形態別工業企業<sup>19)</sup>の生産額を示して

大幅に低いことなどが指摘されている。黄（2010）78頁。

計画経済期の年金制度（年金・労災・医療・生育）は、個人は保険料を負担せず、企業内で利潤から社会保険の資金を捻出する「企業保険」制度であった。改革・開放政策以降、国有企業へのインセンティブとして、利潤額と経営者・従業員への報酬がリンクされると、「企業保険」制度では国有企業の財務上の負担を拡大すること、保険適用範囲を拡大する必要から政府、企業、個人が保険料を負担する「社会保険」制度へ移行した。年金保険と医療保険は、1997年と1998年の国務院決定により、失業保険は1999年の「失業保険条例」により個人も保険料を負担することになった。丸川（2002）78、158-159ページ、黄（2010）73-74、81頁。

丸川（2002）の1999年に江蘇省と四川省で行った国有企業等100社、中国各地の日系企業158社のアンケート調査によれば、国有企業等では正式工（本稿の都市工）の社会保険加入率は、年金・失業保険ではほぼ100%であり、医療保険に関しては38%という低い加入率であるが、加入していない企業のすべてで本人に対し十分な医療費を支給しているし、家族に対しても過半の企業が医療費を支給している。159-163頁。

18) 三浦有史（2012）12頁。

19) 『中国統計年鑑』の所有形態別工業企業分類を以下に示す。国有企業、株式有限企業（株式会社）、外国企業は説明の必要はないと思われるが、その他の所有形態別企業については、以下のように定義されている。

- 1 国有企業
- 2 都市集団企業（資産が集团的に所有されている企業〔都市部では区、街道が経営する企業一筆者注〕）
- 3 株式合作企業（従業員が主として出資し、一定割合の資本は外部からの出資である企業）
- 4 共同経営企業（2社ないしそれ以上の、同じあるいは異なる所有形態の、企業もしくは機関が設立した企業）

いる。国有企業の生産額は1999年から2002年までは減少するが、それ以降増加しているのに対し、シェアでは1999年の30.6%から一貫して減少し続け、2011年には8.0%にまで低下している。他方、民営企業に分類されている有限責任企業、株式有限企業、私営企業のシェアは、同時期にそれぞれ9.7%から23.5%、7.2%から10.0%、4.5%から30.3%と急速に上昇している。国有企業改革以降、これらの企業が著しく成長していることを示すものである。

同じ傾向が、表1-4の所有形態別工業企業の就業者数においても見ることができる。国有企業の就業者数は1999年の8572万人から2009年の6420万人まで減少し、その後若干の増加を示している。とはいえ、この間約2000万人の就業者が減少していることになる。シェアでは55.0%から25.6%にまで低下した。他方、有限責任企業、株式有限企業、私営企業のシェアは、同時期にそれぞれ3.9%から12.5%、2.7%から4.5%、6.8%から26.3%に上昇している。所有形態別工業企業の生産額、都市就業者数の推移からは、「国退民進」が進行していると見ることもできるかもしれない。

しかしながら、『中国統計年鑑』では国有企業から外資企業までの9分類の所有形態別工業企業のほかに、それらとは独立した項目として「国有および国有持ち株企業」という分類があり、企業数と工業生産額が公表されている。ただし、就業者数は公表されていない。表1-3の最後の列が「国有および国有持ち株企業」の工業生産額である。

『中国統計年鑑』によれば、国有企業は、国有企業と国有独資有限責任企業と国有共同経営企業からなり、「国有持ち株企業」は「全資産（株式）の内、国有資産（株式）が、他のどの単一の出資者よりも多くを占める企業」であると定義されている。すなわち、「国有持ち株企業」も国有企業と同様に共産党（政府）が経営支配権を保持している企業といえる。注19の所有形態別工業企業分類に示されているように、共同経営企業は国有共同経営、都市集団共同経営、国有・都市集団共同経営、「その他共同経営」企業からなり、有限責任企業は国有独資有限責任企業と「その他有限責任企業」からなる。定義では国有企業である国有共同経営企業と国有独資有限責任企業の就業者数、工業生産額のいずれもが、表1-3、表1-4の国有企業ではなく、共同経営企業と有限責任企業に含まれている。問題は、「国有および国有持ち株企業」の「国有持ち株企業」がどの所有形態別工業企業

---

国有共同経営企業、都市集団共同経営企業、国有・都市集団共同経営企業  
その他共同経営企業

5 有限責任企業（2人以上50人以下の投資家が出資して設立した企業）

国有独資有限責任企業、その他有限責任企業

6 株式有限企業

7 私営企業

8 香港・澳門・台湾企業

9 外資企業

これらの分類とは独立して、「国有および国有持ち株企業」という分類がある。

国有持ち株企業（全資産〔株式〕の内、国有資産〔株式〕が、他のどの単一の出資者よりも多くを占める企業）

表 1-3 所有形態別工業生産額 単位 億元

年度	国有	シェア %	都市集団	シェア %	株式合作	シェア %	共同経営	シェア %	有限責任	シェア %	株式有限	シェア %
1999	22216	30.6	12414	17.1	2595	3.6	904	1.2	7027	9.7	5247	7.2
2000	20156	23.6	11908	13.9	2897	3.4	901	1.1	10926	12.8	10090	11.8
2001	17229	18.1	10052	10.5	2995	3.1	851	0.9	15535	16.3	12698	13.3
2002	17271	15.6	9619	8.7	3203	2.9	942	0.9	20070	18.1	14119	12.8
2003	18479	13.0	9458	6.7	3251	2.3	949	0.7	26584	18.7	18017	12.7
2004	23519	10.6	9819	4.4	3397	1.5	1033	0.5	44043	19.9	23121	10.4
2005	n.a.		n.a.		n.a.		n.a.		n.a.		n.a.	
2006	30728	9.7	9175	2.9	3079	1.0	1306	0.4	70814	22.4	33597	10.6
2007	36387	9.0	10170	2.5	3561	0.9	1583	0.4	90336	22.4	40159	9.9
2008	46857	9.3	8956	1.8	3289	0.7	1673	0.3	108571	21.5	50204	9.9
2009	45648	8.4	9587	1.8	3608	0.7	1296	0.2	121028	22.2	50209	9.2
2010	57013	8.2	10383	1.5	3789	0.5	1237	0.2	156232	22.5	63804	9.2
2011	66673	8.0	11059	1.3	4002	0.5	1718	0.2	196177	23.5	83464	10.0

年度	私営	シェア %	港・澳・台	シェア %	外資	シェア %	計	国有および 国有持ち株	シェア %
1999	3245	4.5	8994	12.4	9960	13.7	72602	35571	49.0
2000	5220	6.1	10574	12.4	12890	15.1	85562	40554	47.4
2001	8761	9.2	11847	12.4	15374	16.1	95342	42409	44.5
2002	12951	11.7	13669	12.4	18790	17.0	110634	45179	40.8
2003	20980	14.8	17426	12.2	26932	19.0	142076	53408	37.6
2004	49705	22.4	24386	11.0	42751	19.3	221774	70229	31.7
2005	n.a.		n.a.		n.a.		n.a.	83750	n.a.
2006	67240	21.3	33760	10.7	66317	21.0	316016	98910	31.3
2007	94023	23.3	42418	10.5	85211	21.1	403848	119686	29.6
2008	136340	27.0	51308	10.1	98486	19.5	505684	143950	28.5
2009	162026	29.7	52221	9.6	100466	18.4	546089	146630	26.9
2010	213339	30.7	65358	9.4	124560	17.9	695715	185861	26.7
2011	252326	30.3	77529	9.3	140888	16.9	833836	221036	26.5

\* 非国有企業は年間500万元以上の販売額を有する企業を対象としている。  
出所. 『中国統計年鑑』各年版より作成。



表 1-4 所有形態別都市就業者数 単位 万人

年度	国有	シェア %	都市集団	シェア %	株式合作	シェア %	共同経営	シェア %	有限責任	シェア %	株式有限	シェア %
1999	8572	55.0	1712	11.0	144	0.9	46	0.3	603	3.9	420	2.7
2000	8102	54.1	1499	10.0	155	1.0	42	0.3	687	4.6	457	3.0
2001	7640	51.7	1291	8.7	153	1.0	45	0.3	841	5.7	483	3.3
2002	7163	47.3	1122	7.4	161	1.1	45	0.3	1083	7.2	538	3.6
2003	6876	43.7	1000	6.4	173	1.1	44	0.3	1261	8.0	592	3.8
2004	6710	40.8	897	5.5	192	1.2	44	0.3	1436	8.7	625	3.8
2005	6488	37.2	810	4.6	188	1.1	45	0.3	1750	10.0	699	4.0
2006	6430	34.8	764	4.1	178	1.0	45	0.2	1920	10.4	741	4.0
2007	6424	32.6	718	3.6	170	0.9	43	0.2	2075	10.5	788	4.0
2008	6447	31.1	662	3.2	164	0.8	43	0.2	2194	10.6	840	4.1
2009	6420	29.0	618	2.8	160	0.7	37	0.2	2433	11.0	956	4.3
2010	6516	28.0	597	2.6	156	0.7	36	0.2	2613	11.2	1024	4.4
2011	6704	25.6	603	2.3	149	0.6	37	0.1	3269	12.5	1183	4.5

年度	私営	シェア %	港・澳・台	シェア %	外資	シェア %	個人	シェア %	計*	計** (年鑑)
1999	1053	6.8	306	2.0	306	2.0	2414	15.5	15576	22412
2000	1268	8.5	310	2.1	332	2.2	2136	14.3	14988	23151
2001	1527	10.3	326	2.2	345	2.3	2131	14.4	14782	24123
2002	1999	13.2	367	2.4	391	2.6	2269	15.0	15138	25159
2003	2545	16.2	409	2.6	454	2.9	2377	15.1	15731	26230
2004	2994	18.2	470	2.9	563	3.4	2521	15.3	16452	27293
2005	3458	19.8	557	3.2	688	3.9	2778	15.9	17461	28389
2006	3954	21.4	611	3.3	796	4.3	3012	16.3	18451	29630
2007	4581	23.3	680	3.5	903	4.6	3310	16.8	19692	30953
2008	5124	24.7	679	3.3	943	4.6	3609	17.4	20705	32103
2009	5544	25.0	721	3.3	978	4.4	4245	19.2	22112	33322
2010	6071	26.1	770	3.3	1053	4.5	4467	19.2	23303	34687
2011	6912	26.3	932	3.6	1217	4.6	5227	19.9	26233	35914

\* 筆者が計算した計。

\*\* 『中国統計年鑑』の計と、計算上の計には1億人程度の誤差があり、この誤差は農民工数ではないかという説もある。

出所. 『中国統計年鑑』各年版より作成。

に分類されているかである。三浦（2012）は、『第一次経済センサス（「経済普查」）2004』と『第二次経済センサス2008』を精査し、この問題の解明を試みた。「国有および国有持ち株企業」から国有企業、国有共同経営企業、国有および集団共同経営企業、国有独資有限責任企業を控除することにより、「国有持ち株企業」の企業数、払込資本金額、払込資本金構成（国家、集団、法人、個人、香港・澳門・台湾、外資）が計算された。払込資本金構成の法人資本に国有企業が含まれていることに着目し、「国有持ち株企業」の法人資本を吸収できるのは「その他有限責任企業」と株式有限責任企業であることを明らかにしている。さらに、1社当たり平均払込資本金から、「その他有限責任企業」<sup>20)</sup>と株式有限企業のうち、規模の大きい企業が「国有持ち株企業」であると結論づけている<sup>21)</sup>。しかも、「その他有限責任企業」も株式有限企業も分類としては民営企業であり、上で見たように国有企業改革以降、就業者数、工業生産額において著しく成長している企業である。

「国有持ち株企業」の実態が「その他有限責任企業」と株式有限企業であることを確認したうえで、表1-1の「国有および国有持ち株企業」の工業生産額の推移を見てみよう。「国有および国有持ち株企業」の工業生産額に占めるシェアは、1999年の49.0%から急速に低下していくが、最近年では下げ止まり、2009年以降は26~27%で安定的なシェアを確保している。「国有持ち株企業」のみのシェア（「国有および国有持ち株企業」のシェア-国有企業のシェア）は、国有企業のシェアが急速に低下していく2002年までは、1999年の18.5%から25.2%まで増加していき、その後、国有企業のシェアの低下幅が小さくなるにつれ低下するようになり、2009年以降は18.5%という安定的なシェアを維持している。国有企業そのもののシェアは8%までに低下したが、「国有および国有持ち株企業」という形で、1999年段階の国有企業が占めていたシェアをほぼ維持していることになる。

国有企業改革の一つの柱である、経営不振の中小国有企業の株式化による民営企業への転換は、有限責任企業と株式有限企業への転換を意味する。これらの企業は民営企業として分類されているとはいえ、資産（株式）保有構成からは、事実上共産党が経営権を行使できる「国有持ち株企業」ということである。

金（2013）は、国有企業改革の実態を理解する上で興味深い研究である。金（2013）は、国有企業の現状を分析し、2006年以降の国有企業改革が、国有資産を国家の安全および国民経済の重要産業と領域に集中させ、国有経済の支配力を増強させる政策に転換したと指摘している。その上で、国務院国有資産監督管理委員会<sup>22)</sup>は、国有資本が絶対的な支配力

20) 『中国統計年鑑』によれば2011年の有限責任企業の工業生産額は約19兆6000億元で、その内国有独資有限責任企業が約3兆元（約15%）、「その他有限責任企業」が約16兆6000億元（約85%）と、有限責任企業の工業生産額の圧倒的大部分を「その他有限責任企業」が占めている。

21) 詳細は、三浦有史（2012）15-17ページを参照されたい。

22) 国務院国有資産監督管理委員会は、国有株主を代表して国有企業の資産管理、人事管理、重要経営事項管理を行う中央政府の特別な機関である。ただし、大型国有企業（中央企業）のうち特に重要な戦略的企業（50数社）の企業トップは、共産党中央組織委員会で決定される。国有企業の管理において、共産党が幹部を管理する原則（「党管幹部」）が徹底されている。金（2013）7頁。

共産党が経営権を支配している「国有持ち株企業」でもこの原則で管理されている可能性が高い。

を有する産業として軍事産業、送電・発電、石油・石油化学、電気通信、石炭、航空サービス、港運業を、国有資本が比較的強い支配力を有する産業としてプラント・設備製造、自動車、電子情報、建築、鉄鋼、非鉄金属、化学、探査設計、科学技術を、経済の重要産業と領域として指定したことを明らかにしている<sup>23)</sup>。

おそらく、「国有資本が絶対的な支配力を有する」産業あるいは企業が、従来の国有企業を指し、「国有資本が比較的強い支配力を有する」産業あるいは企業が、「国有持ち株企業」を指すものだと考えられる。現在の中国では、国有企業と、所有形態別では民营企业（有限責任企業と株式有限企業）に分類されている「国有持ち株企業」が経済の主要な基幹産業を独占し、1999年段階で国有企業が占めていた工業生産額の26.5%を維持している。「国有持ち株企業」においても共産党が経営権を支配しているという状況からは、「国退民进」が進行しているとは考えられない。

中国共産党は改革・開放政策以降、経済の市場化を進めてきた。しかしながら、国有企業改革以降も共産党が、「国有および国有持ち株企業」による主要な基幹産業の独占を通じて、経済全体をコントロールしていることに変わりはない。経済の市場化は、あくまでも共産党主導のもとでの市場化であり、「社会主義市場経済」という矛盾した用語の意味するところでもあろう<sup>24)</sup>。

都市工の中核は、計画経済期には国有企業と都市集団企業の就業者であったが、国有企業改革以降は「国有および国有持ち株企業」の就業者である。しかし、上述のように『中国統計年鑑』では「国有および国有持ち株企業」の就業者数は公表されていない。2011年の有限責任企業と株式有限企業の就業者数は、約4500万人である。「国有持ち株企業」が有限責任企業と株式有限企業に分類されていること、その中でも規模の大きい企業が「国有持ち株企業」とすれば、この4500万人の就業者のうちかなりの部分が「国有持ち株企業」の就業者だと考えられる。国有企業就業者数は、1999年から2011年まで約1900万人減少しているが、国有企業就業者の減少分は「国有持ち株企業」の就業者という形で補填されていると考えてよいであろう。さらに、国有企業の就業者数と工業生産額のシェアは、2011年にそれぞれ25%、8.0%であり、有限責任企業と株式有限責任企業のそれぞれのシェアは12.5%、23.5%と4.5%、10.0%である。この比較から明らかなように国有企業の労働生産性は相対的に低い<sup>25)</sup>。国有企業に余剰労働力がなお存在しているにもかかわらず、国有企業の就業者数は下げ止まっている。都市工の中核は、国有企業改革以降は「国有および国有持ち株企業」就業者という形で維持されていることになる。

これまでの考察から明らかなように、中国は共産党と都市工（その中核である「国有および国有持ち株企業」就業者）が一体となり農民（農民工）を支配する体制にほかならない。そのような体制のもとでは、本来労働者階級の前衛党である共産党が、農民（農民工）

23) 金 (2013) 19-20頁。

24) ここでの解釈は、三浦有史 (2012) の解釈をほぼ踏襲している。22頁。

25) 『中国統計年鑑』では、所有形態別企業の付加価値生産額がないので、1次接近として就業者比率と工業生産額比率で労働生産性を見ているが、正確ではなく、さらに検討が必要である。

に比して都市工を優遇することは当然の帰結であるともいえる。共産党と都市工が一体化することにより、共産党1党独裁の存立基盤は確固たるものとなる<sup>26)</sup>。換言すれば、共産党1党独裁こそが前近代的な戸籍制度と、農民（農民工）の不安定な土地所有形態である「請負権」の存続を可能にし、これらの制度的要因により農民の都市への移動を制限し、都市工と農民工との賃金をはじめとする様々な格差の存続を可能としているのである。

## II モデル

[1]の基礎モデルでは、都市部に都市工と農民工の2階級の労働者が就業しているモデルを構築し、経済が「成熟経済」へ到達する条件を、[2]のルイス・モデルでは、都市部門における労働者の賃金が等しいケースでの成熟経済へ到達する条件を、[3]の中国モデルでは、中国の都市工と農民工の賃金率の決定を考察する。記号は以下のとおりである。

記号

$N_M$  = 都市住民人口（時間を通じて一定）  $N_A$  = 農村住民人口（時間を通じて一定）

$N = N_M + N_A$  = 総人口

$L_M$  = 都市住民出身の労働者（都市工，時間を通じて一定）

$L_A$  = 農村住民出身の労働者（農民工，変数）

$y$  = 都市部門の労働生産性  $\bar{y}$  = 農村部門における労働生産性

$w_M$  = 都市工の賃金  $w_A$  = 農民工の賃金

$K$  = 資本（変数）  $k$  = 資本・労働比率

### [1] 基礎モデル

仮定 1-1 各部門の労働生産性と賃金率は所与とする。

仮定 1-2 賃金はすべて消費される。

初期に

$$(1) \quad L_M = N_M$$

$$K(0) = kL_M$$

が成立すると仮定する。完全雇用を実現する資本は  $\bar{K}$  で与えられる。

$$(2) \quad K < k(L_M + N_A) \equiv \bar{K}$$

$$(3) \quad \dot{K} = (y - w_M)L_M + (\bar{y} - w_A)L_A$$

ここで、2階級の労働者が存在するので次式が成立する。

$$(4) \quad K = k(L_M + L_A)$$

単純化のために、 $L_M = N_M$  = 一定と仮定する。(1), (3), (4)式より資本に関する1階

26) 都市工と農民（農民工）の階級的対立を利用して、共産党1党独裁を強固なものとしているという解釈も可能ではあるが、本稿ではその解釈を採用しない。

の微分方程式で体系の運動が示される。

$$(5) \quad \dot{K} = \frac{(\bar{y} - w_A)}{k} K + L_M \{y - w_M - (\bar{y} - w_A)\}$$

これより

$$(6) \quad g_A \equiv \frac{\bar{y} - w_A}{k}$$

とすると、容易にわかるように資本の一般解は次式となる。

$$(7) \quad K = L_M \frac{y - w_M}{g_A} \exp[g_A T] + L_M k - L_M \frac{y - w_M}{g_A}$$

ゆえに、

$K = \bar{K}$  となる時点を  $T$  とすると、次式が成立する。(  $T$ : 「成熟経済」を達成するまでの期間、

(2)式参照) は

$$(8) \quad \frac{\exp[g_A T] - 1}{g_A} = \frac{N_A}{N_M} \frac{1}{g_M}$$

の解である。ただし、

$$(9) \quad g_M \equiv \frac{y - w_M}{k}$$

(8)式より、以下の定理が成立する。すなわち

定理 1

$T$  は  $g_A$  及び  $g_M$  の減少関数である。

( $g_M$  が(9)式で与えられると、 $T$  を小さくするためには  $g_A$  をできるだけ大きくしなければならない)

証明

(8)式左辺を  $F[g_A, T]$  とおくと、

$$\frac{\partial F[g_A, T]}{\partial g_A} dg_A + \frac{\partial F[g_A, T]}{\partial T} dT = 0$$

これより

$$\frac{dT}{dg_A} \geq 0 \Leftrightarrow f[x] \equiv \exp[x] - x \cdot \exp[x] - 1 \geq 0$$

ただし、 $x \equiv g_A T$ 。しかるに

$f[0] = 0$  また  $f'[x] = -x \cdot \exp[x] < 0$ 。ゆえに  $f[x] < 0$  (*q. e. d.*)

[2] (単純化された) ルイス・モデル

都市部門の労働者と農村から流入する労働者の賃金率は等しいので (最低生存費賃金),

仮定 2-1  $w_M = w_A = w$

仮定 2-2  $w = \bar{y}$

したがって(8)式より

$$(10) \quad T_0 = \frac{1}{g} \ln \frac{N}{N_M} \quad \text{ただし} \quad g = \frac{y - \bar{y}}{k} \quad (27)$$

### [3] 中国型モデル

ルイス・モデルでは労働者の賃金率は等しいが、現実の中国では都市工と農民工の賃金格差は大きい。以下では賃金格差のモデルを提示する。

#### [3-1] 賃金率決定

以下の仮定をおく。

仮定 3-1 都市工の賃金率は彼の労働生産性の一定割合  $\theta$  に等しい<sup>28)</sup>。

$$(11) \quad w_M = \theta y$$

ただし、 $\theta y > \bar{y}$  である。

仮定 3-2 農民工の賃金率はルイス・モデルに従う<sup>29)</sup>。

27) 最短で成熟経済を達成するという意味で「理想的なモデル」であるが、労働者の努力の程度が賃金に依存することが考慮されていない。

28) 形式的には、(国有)企業と都市工はナッシュ交渉解に従うと考えることができる。

$$(1.1) \quad \max H = \theta \ln w_M + (1 - \theta) \ln (y - w_M)$$

$\theta$  は両者の「力関係」に依存する。もっとも、理論的には

$$(1.1)' \quad \max H = \theta \ln (w_M - \bar{y}) + (1 - \theta) \ln (y - w_M)$$

と考えることもできる。そのときは

$$w_M = \theta y + (1 - \theta) \bar{y}$$

となるが、結論はほとんど変更されない。

29) 農民工が解雇をおそれ働くためには、 $w > \bar{y}$  でなければならない。仮定 2-1 のもとで、生産関数が、効率賃金仮説に基づいて

$$\textcircled{1} \quad y = Ae,$$

$$\textcircled{2} \quad e = e[w],$$

(ただし、 $e$  は努力水準。  $e[\bar{y}] = 0$ ,  $e'[w] > 0$ ,  $e''[w] < 0$  for  $w \geq \bar{y}$ )

ここでは、

$$r = Ae - w$$

を最大にするとき、関数  $e$  をある意味で簡略化して、慣習的に決まるある  $\eta > 1$  に対応して

$$e[w] = \frac{w - \bar{y}}{\bar{y}(\eta - 1)} \quad \text{for } w \in [\bar{y}, \eta \bar{y}]$$

$$e[w] = \alpha \frac{w - \eta \bar{y}}{A} + 1 \quad \text{ただし、} \alpha < 1 \text{ for } w \in [\eta \bar{y}, \infty]$$

のように、 $e[w]$  が点  $(\eta \bar{y}, 1)$  で kink していると考えると、解は  $(y = A, w = \eta \bar{y})$ 、ただし、 $A > \bar{y}(\eta - 1)$  と仮定) で与えられる (付図 1)。

すなわち

$$(12) \quad w^A = \bar{y}$$

[3-2] 技術進歩

(11), (12)式から 以下のことが主張できる。

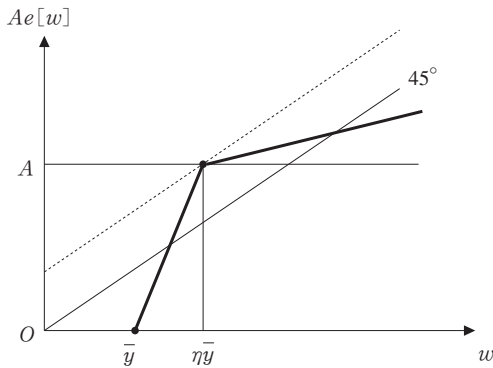
- ①  $y$  が上昇したとき,  $w_M$  は比例的に上昇し,  $w_M$  と  $w_A$  との格差をますます広げる。
- ② 逆に, 農産物の相対価格の上昇等のために農村部門の生産性 ( $\bar{y}$ ) が上昇したとき,  $w_M$  は不変であるが,  $w_A$  は上昇し,  $w_M$  と  $w_A$  との格差を縮小させる<sup>30)</sup>。

III モデルの含意

(1) 1978年12月の中国共産党第11期全体会議で採択された改革・開放政策以降, 中国経済は持続的な経済成長を遂げてきた。1980年代と1990年代の各10年間にそれぞれ9.8%と9.7%, 2000年から2012年の13年間に10.0%の年平均成長率を達成している<sup>31)</sup>。都市工と農

[3-1] の農民工賃金の決定で, ルイス・モデルの代わりに, これを用いてもよいが, この議論に関する限り結論はほとんど変わらない。

(付図1)



30) 通常  $k/y=v$  を一定に保つ技術進歩が想定される。そのとき

$$(9)' \quad g_M = \frac{1-\theta}{V}$$

は一定である。ここでは

$$(12)' \quad w_A = \theta_A \bar{y}$$

と仮定する。

ただし,  $1 > \theta_A > \theta > 0$

そのとき

$$(6)' \quad g_A = \frac{\bar{y} - w_A}{k} = \frac{\bar{y} - \frac{w}{y} \frac{\bar{y}}{y}}{v} = \frac{(1-\theta_A) \frac{\bar{y}}{y}}{v}$$

すなわち  $\frac{\bar{y}}{y}$  の上昇は成熟経済への達成を早める (定理1)。

31) 李克強首相が遼寧省党委書記時代の発言等, 中国の経済成長率の数値についての疑義が呈されてい

民工の賃金格差は、この中国の持続的な高度経済成長を説明する重要な要因の一つである。

(2) 中国共産党の1党独裁が続くかぎりにおいて、都市工と農民工の賃金格差を維持することは、経済発展を加速化し、経済が転換点を通過し、「成熟経済」へ到達する期間を短縮するためには必須である。

### 結論と今後の課題

これまで中国経済が「転換点」に到達していない、農村部になお余剰労働力が存在することを前提に議論してきたが、「転換点」を通過し、成熟経済（完全雇用）に到達したときには共産党1党独裁体制に危機が訪れる可能性が高くなる。

成熟経済（完全雇用）に到達するまでの資本蓄積率は以下の式で示される。

$$\frac{\Delta K}{K} = \frac{Y}{K} \frac{\Delta K}{Y}$$

つまり、資本蓄積率は資本係数の逆数（資本効率）に貯蓄率を乗じて得られる。現実の資本効率を  $E$ 、正常資本効率を  $E^*$ 、貯蓄率を  $s$  とすると、現実の成長率 ( $G$ ) と正常成長率 ( $G^*$ ) は以下のとおりである。

$$G = Es$$

$$G^* = E^*s$$

改革・開放政策以降の中国は、現実の成長率と正常成長率が等しくなる ( $G = G^*$ ) 資本の正常利用成長経路に沿って持続的な経済成長を達成してきたと考えられる。しかしながら、経済が完全雇用には到達すれば、経済成長を持続するためには技術進歩率と労働人口増加率の和である自然成長率 ( $G_n$ ) 経路に沿う必要が生じる ( $G = G_n < G^*$ )。したがって、資本の正常利用と完全雇用を持続させるためには貯蓄率を自然成長率に見合うように引き下げるほかない。

爆買いで知られるように、贅沢品に対する購買意欲の高い都市工の賃金を引き上げるか、農民工の賃金を都市工並みに引き上げ、賃金格差を解消することによっても貯蓄率を引き下げることは可能である。しかしながら、都市工の賃金引き上げは、農民工の不満もさることながら、現時点でも都市工と農民工との賃金格差が社会問題化している現状では困難であろう。また、農民工の賃金を都市工並みに引き上げることは、仮にモデルで提示されているように都市工と農民工で労働生産性に差異があるとすれば、共産党と一体化することにより優遇されてきた都市工の不満を募らせることになり困難であろう。

今一つの手段は、国内貯蓄を経済協力の名のもとにアフリカをはじめとする途上国に資金援助することにより、輸出を増加させ貯蓄率を引き下げることである。しかしながら、中国の輸出超過は途上国側の貿易赤字・債務を累積させ、早晩貿易を縮小させることになり、この手段を長く維持することは不可能であろう。いずれにしても、自然成長率に見合うほどに貯蓄率を引き下げることができなければ、経済は下方に不安定化せざるを得ない。

---

るが、少なくとも中国が持続的な経済成長を遂げてきたことは疑問の余地はないと思われる。



経済の不安定化は共産党1党独裁体制を揺るがすことになるかもしれない。

経済学的転換点と同時に政治的転換点が訪れるのではないだろうか<sup>32)</sup>。

本稿は、筆者にとって初めての中国経済についての論考であり、中国の都市部では都市工（都市正規労働者）と、農村からの出稼ぎ労働者である農民工という2階級の労働者が存在し、制度的要因により農民工（農民）は、賃金をはじめとする様々な格差を強いられている体制が、多くの研究者が指摘しているにもかかわらず、なぜ長期にわたり存続できるのかという素朴な疑問に触発されたものである。しかしながら、中国経済の現状に対する理解、先行研究のサーヴェイという点では、はなはだ不十分だと言わざるを得ない。とりわけ、本稿では農村部になお余剰労働力が存在することを前提として議論してきたが、統計データに基づくさらなる検証が必要である。その際、戸籍制度や農家の土地請負権等の制度的要因が解消された場合の余剰労働力の推計も必要となろう。また、国有企業改革の過程で出現し、所有形態別分類上は民営企業である有限責任企業と株式有限企業という形態をとっている国有持ち株企業の実態についてのケーススタディも必要であろう。今後の課題としたい。

#### 参 考 文 献

大塚啓二郎「中国農村の労働者は枯渇」『日本経済新聞』2006年10月9日

金 堅敏「中国の国有企業改革と競争力」富士通総研（FRI）経済研究所『研究レポート』No. 399 January 2013

黄 声遠「中国における年金保険制度の基本視点と改革の方向性」『大阪経大論集』第62巻第2号 2010年7月

巖 善平『農村から都市へ—1億3000万人の農民大移動』2009年 岩波書店

柴田聡、長谷川貴弘『中国共産党の経済政策』2012年 講談社現代新書

田島俊雄「無制限労働供給とルイス的転換点」『中国研究月報』2008年2月 第62巻第2号

---

32) 中国が今後も経済成長を継続し、近代部門が余剰労働力を吸収し続けるならば、いずれ農村部の余剰労働力は枯渇し、転換点を迎えることになるであろう。経済が転換点に近づき、労働の無制限供給局面から制限的供給局面に移行するにつれ、農村部から都市部への移動を制限している制度的要因である戸籍制度、農家の土地に対する請負権が政策的課題として提起されざるを得なくなる。戸籍制度を撤廃するのか、農家に土地の請負権ではなく所有権を認めるのかどうか争点となるだろう。

仮に、中国共産党が戸籍制度を撤廃し、農家の土地所有権を認めることになるとしても、労働の制限的供給局面下で経済は早晚完全雇用には到達し、共産党は、従来の都市工と農民工との賃金をはじめとする様々な格差を維持できなくなるであろう。共産党1党独裁が戸籍制度と農民の土地に対する請負権の存続と、これらの制度的要因に起因する都市工と農民工の賃金をはじめとする様々な格差の維持を可能にしてきたのだが、これらの格差の解消により、共産党そのものの存在が問われることにもなるかもしれない。都市部で所得水準が上昇し、中流階層が成長するにつれ、次の段階として彼らは政治的自由を、民主化を要求することになるだろう。永らく独裁体制下にあった韓国における1979年の「ソウルの春」による民主化、台湾における1989年の政党結社の解禁による野党民進党の合法化と民主化は、経済開発のプロセス上で生じるそのような事態の歴史的経験であろう。

杜進「転換点を迎える中国の都市化」渡辺利夫+21世紀政策研究所監修 朱 炎編『中国経済の成長持続性—促進要因と抑制要因の分析』2011年 勁草書房

丸川知雄「中国経済は転換点を迎えたのか？—四川省農村調査からの示唆」『大原社会問題研究所雑誌』2010年2月 No. 616

丸川知雄『シリーズ 現代中国経済 3 労働市場の地殻変動』2002年 名古屋大学出版会

三浦有史「『国家資本主義』の挑戦と限界—経済普查による「国進民退」の評価を通じて」『東亜』No. 543 9月号 2012年

南亮進, 馬欣欣「中国経済の転換点—日本との比較—」『アジア経済』2009年12月 第50巻第12号

山本恒人「第2章 工業化と社会主義の形成」上原一慶編『現代中国の変革—社会主義システムの形成と変容』1994年 世界思想社

山本恒人『現代中国の労働経済 1949-2000—「合理的低賃金制」から現代労働市場へ—』2000年 創土社

楊 世英『中国経済—経済成長と労働力移動』2007年 新青出版

劉徳強「第4章 労働市場の転換点と新たな発展段階」渡辺利夫+21世紀政策研究所監修 朱 炎編『国際金融危機後の中国経済』2010年 勁草書房

渡辺利夫『開発経済学—経済学と現代アジア』1986年 日本評論社

#### 参 考 資 料

中華人民共和国国家統計局編『中国統計年鑑』各年版

中華人民共和国国家統計局編『2012年全国農民工監測調查報告』